

伊那市勤労者互助会規約

(目的)

第1条 この会は、伊那市内の事業所等に勤務する従業員及び事業主の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、伊那市勤労者互助会と称し、事務所を伊那市役所内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互による給付事業
- (2) 労働金庫利用促進に関する事業
- (3) 会員相互の親睦及び交流に関する事業
- (4) その他目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 会員となることができる者は、伊那市に事業所を有する中小企業の従業員及び事業主と、伊那市居住者で市外の中小企業に勤務する従業員とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 試用期間中の者
- (3) 臨時、その他これに準ずる者
- (4) その他会長が適当でないと認めた者

(入会金)

第5条 この会に加入しようとする者は、所定の入会届を提出すると同時に1人200円の入会金を納入する。入会金は、納入後返還しないものとする。

(資格の喪失)

第6条 次の各号に該当するときは、会員たる資格を喪失する。

- (1) 第4条の会員資格を失ったとき
- (2) 会費を3月以上滞納したとき

(脱会)

第7条 この会を脱会しようとする者は、所定の脱会届けを提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 貸付及び給付事業について、虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。

(機関)

第9条 この会に次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第10条 評議員会は、原則として1事業所につき1名の評議員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。

2 評議員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

(評議員会の議決事項)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 事業計画の認定

(3) 予算及び決算の認定

(4) その他事業遂行に必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長及び理事で構成し、評議員会の議決の範囲内において事業を執行する。

2 理事会は、会長が招集し、議長は会長が行う。

3 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 総務理事 1名

(4) 理事 若干名

(5) 監事 2名

(役員を選出)

第14条 役員は、会員及び関係機関の中から評議員会で選出する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、この会を代表し、会の業務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 総務理事は、事務局を掌理する。

4 監事は、会の事務及び会計を監査する。

(任期)

第16条 評議員及び役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠評議員及び補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第18条 この会の経費は、会費、入会金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、1人月額300円とし、毎年度4月から9月までの前期分、10月から翌年

3月までの後期分を、それぞれ指定する日までに所定の方法により納入する。

3 脱会による納入後の会費の返還は、脱会した日の属する月の翌月の分からとする。

(事務局)

第19条 この会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

(委任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この規約は、平成23年4月1日から適用する。

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

この規約は、令和5年4月1日から適用する。

この規約は、令和7年4月1日から適用する。

伊那市勤労者互助会給付金等要綱

（目的）

第1条 この要綱は、伊那市勤労者互助会の相互扶助と連帯を深めるため伊那市勤労者互助会規約第3条に基づき給付金等の給付について定める。

（給付事業の範囲と実施方法）

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、伊那市勤労者互助会（以下「互助会」という。）または会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、互助会が独自に実施し、給付金等の給付の条件等は互助会が別に定めるものとする。

（給付の請求）

第3条 給付の請求をしようとするときは、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添えて、速やかに伊那市勤労者互助会に提出するものとする。

2 別表1の給付事業については、給付事由の発生日の翌日から3年が経過した場合は、時効により請求権が消滅するものとする。

3 別表2の給付事業については、給付事由の発生日の翌日から1年以内に申請が無かった場合は、請求権が消滅するものとする。

（効力）

第4条 給付に関する効力は、毎月末日までに会費を納入したものについて、翌月1日の午前0時から発生する。

（虚偽の申請）

第5条 会員または給付金等の受取人が虚偽の申請により、給付金等の支給給付を受けたことが明らかになったときは、会長は給付金等を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

給付事由				給付金額（円）
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		600,000
		不慮の事故により死亡した場合		300,000
		疾病により死亡した場合	6 5 歳未満	300,000
			6 5 歳以上	150,000
死亡慶弔金	会員の配偶者が死亡した場合		30,000	
	会員の子が死亡した場合		10,000	
	会員の親が死亡した場合		5,000	
後遺障害保険金 ・ 重度障害	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		600,000～24,000
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		300,000～12,000
		疾病により重度障害の状態となった場合	6 5 歳未満	300,000
			6 5 歳以上	150,000
傷病休業保険金	会員本人	疾病により右の期間を休業した場合	1 4 日以上	10,000
			3 0 日以上	20,000
			6 0 日以上	30,000
			9 0 日以上	40,000
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合		10,000
	出生祝金	会員に子が出生した場合		10,000

別表 2

給付事由			給付金額（円）
祝金	入学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	8,000
		会員の子が中学校に入学した場合	記念品
	卒業祝金	会員の子が中学校を卒業した場合	記念品
	結婚祝金	会員が結婚して25周年（銀婚式）を迎えた場合	記念品

※記念品はカタログ商品とする